

運営規程

いっこく【指定就労継続支援 B 型事業】

(事業の目的)

第 1 条 東京堂株式会社（以下「事業者」という。）が設置する「いっこく」において実施する指定障害福祉サービス事業の就労継続支援 B 型（以下「指定就労継続支援 B 型」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労継続支援 B 型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援 B 型の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 指定就労継続支援 B 型の実施に当たっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 前二項のほか、障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び「富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 24 年富山県条例第 74 号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 指定就労継続支援 B 型を行う名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 いっこく
- (2) 所在地 富山県下新川郡入善町入膳 2942-11

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名

管理者は、職員の管理、サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労移行支援等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援B型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援B型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援B型を提供する上での留意事項等、就労継続支援B型計画の原案を作成すること。
- (ウ) 就労継続支援B型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援B型計画を記載した書面を利用者に交付すること。
- (エ) 就労継続支援B型計画作成後、就労継続支援B型計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、就労継続支援B型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援B型計画を変更すること。
- (オ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

2 事業所における前項以外の職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員 1名以上

職業指導員は、作業訓練における各個人の課題を見極め、作業スキルの習得・向上に関することを行う。

(イ) 生活支援員 1名以上

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することを行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとし、月2回程度の土曜日の営業がある。その中で、国民の祝日、1月1日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、1月1日から1月3日までを除く。
- (4) サービス提供時間 午前9時から午後4時までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 指定就労継続支援B型 20名

(主たる対象者)

第7条 事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

知的障害者（18歳未満の者を除く。）

精神障害者（18歳未満の者を除く。）

(サービスの内容)

第8条 事業所で行う指定就労継続支援B型の内容は、次のとおりとする。

- (1) 指定就労継続支援B型

- (ア) 就労継続支援B型計画の作成
- (イ) 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
- (ウ) 就労の機会の提供及び生産活動（企業からの委託作業等）
- (エ) 実習先企業の紹介
- (オ) 求職活動支援
- (カ) 職場定着支援
- (キ) 生活相談
- (ク) 健康管理
- (ケ) 訪問支援
- (コ) 送迎サービス
- (サ) 施設外支援
- (シ) 施設外就労
- (ス) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (イ) から (シ) に附帯するその必要な訓練、支援、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定就労継続支援B型を提供した際には、利用者から当該指定就労継続支援B型に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定就労継続支援B型を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、提供した指定就労継続支援B型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前2項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 食事の提供に係る費用

弁当代・お茶代(1食につき) 500円(弁当大盛の場合520円)

(2) 光熱水費

日額 140円

(3) 日用品費の実費

(4) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(通常事業の実施地域)

第10条 事業所における通常の実業の実施地域は、次のとおりとする。

主に入善町・黒部市・朝日町・魚津市

希望があれば上記地域以外からでも受け入れあり。

(工賃の支払等)

第11条 事業所は、指定就労継続支援B型の利用者が生産活動に従事した場合は、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

2 前項の場合において、就労継続支援B型については、1月あたりの工賃の平均額は、3千円を下回らないものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。
他の利用者の生命、身体、財物などに傷をつけたり、迷惑をかける等

(利用者負担額等に係る管理)

第13条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用の額から、法第29条3項の規定により算定された訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条に規定する負担上限月額、又は令第43条の6に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス事業所及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第14条 現に指定就労継続支援B型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定就労継続支援B型の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 指定就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第16条 提供した指定就労継続支援B型等に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定就労継続支援B型に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11条第2項の規定により富山県知事が、また、法第48条第1項の規定により富山県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物

件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は、富山県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、富山県知事及び使用村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第17条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項）

第18条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- （1）人権の擁護，虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - （2）成年後見制度の利用支援
 - （3）苦情解決体制の整備
 - （4）虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
 - （5）前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - （6）事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （7）その他，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため必要な措置
- 2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。
- （1）殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
 - （2）合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
 - （3）廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
 - （4）強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - （5）食事を与えないこと。

- (6) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 性的な嫌がらせをすること。
- (9) 当該利用者を無視すること。
- (10) 利用者の言語表現及び行動特徴等を模倣して辱めること。

(身体拘束等の禁止)

第19条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の実施。

(職場におけるハラスメントの防止)

第20条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(衛生管理等)

第21条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の

ための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施。

(業務継続計画の策定等)

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定就労移行支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援B型を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、指定就労継続支援B型の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は東京堂株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成27年11月1日から施行する。

この規定は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規定は、令和6年1月4日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。